6．公表（第12項）

公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

公表に該当する事例

事例１）自社のホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所への掲載

事例２）自社の店舗や事務所等、顧客が訪れることが想定される場所におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布

7．本人の同意（第13項）

本人の同意を得る場合には、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

本人の同意を得ている事例

事例１）本人からの同意する旨の口頭による意思表示

事例２）本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領

事例３）本人からの同意する旨のメールの受信

事例４）本人による同意する旨の確認欄へのチェック

事例５）本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック

事例６）本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

なお、与信事業において、保護法第16条第１項又は第23条第１項の同意を取得する際には、第４条の解説⑵に留意の上で対応することとする。

8．提供（第14項）

個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

（参照条文：保護法２条、施行令１条、２条、３条、４条、５条関連、施行規則２条、３条、４条、５条、通則ガイドライン２）

（利用目的の特定）

第３条　協会員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

2　前項の利用目的の特定に当たって、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的は、「できる限り特定」したものとはならないことから、協会員は、提供する金融商品、サービスを示したうえで、利用目的を特定するよう努めなければならない。

3　協会員は、利用目的（法令等の規定により変更した利用目的を含む。）を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲（変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲）を超えて行ってはならない。

（許容例）

「商品案内等を郵送」→「商品案内等をメール送付」

（認められない例）

「アンケート集計に利用」→「商品案内等の郵送に利用」

なお、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、保護法所定の例外事由に該当しない限り、本人の同意を得なければならない。

4　協会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示しなければならない。

（解説）

【協会員における利用目的の特定】

以下の例を参考に、協会員各社において個人情報の利用目的を特定する。

⑴　利用目的の特定の例

①　与信判断および与信後の債権管理に利用するため

②　返済または支払能力に関する調査に利用するため

③　新たな商品やサービスの開発をお知らせするため

④　各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため

⑤　犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため

⑥　適合性の原則等に照らした判断等、金融商品・サービスの提供にかかる妥当性の判断のため

⑦　お客様に対し、取引結果などの報告を行うため

⑧　他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

⑨　お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

⑩　市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

⑪　ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

⑫　提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

⑬　その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

⑵　利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が協会員において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい。なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない。

⑶　定款等に規定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定されている場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的をできる限り具体的に特定したことにはならないと解される。なお、利用目的の特定に当たり「○○事業」のように事業を明示する場合についても、社会通念上、本人からみてその特定に資すると認められる範囲に特定することが望ましい。また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならないと解される。

⑷　利用目的の変更における「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」とは、本人の主観や協会員の恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して予期できる範囲をいい、当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断される。

（参照条文：保護法15条、通則ガイドライン３－１－１、通則ガイドライン３－１－２、金融分野ガイドライン２条）

（与信事業の利用目的）

第４条　協会員は、貸金業務を行うに際して個人情報を取得する場合においては、利用目的を明示する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）に確認欄を設けること等により、利用目的について本人の同意を得るよう努めなければならない。この場合において、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載するものとする。